

小児用肺炎球菌定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。

予防接種は、確実な免疫をつけるために規定された期間と接種間隔で受けることが大切です。規定された期間と接種間隔以外の接種は、任意によるものとして取り扱われ、有料となりますのでご注意ください。

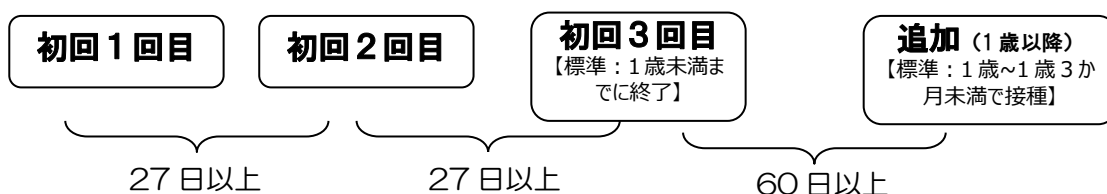
1 対象年齢・回数・間隔

接種を開始した月齢（年齢）により接種回数が異なりますので、ご注意ください。

対象年齢	接種開始時の月齢（年齢）	回数	間隔
生後2か月～5歳未満	2か月～7か月未満	初回 3回	27日以上あけて3回 ● 2回目および3回目は2歳未満（標準的には1歳未満）までに終了させる ● 2回目および3回目が2歳を超えた場合は行わない（追加接種は可能） ● また、2回目が1歳を超えた場合、3回目は行わない（追加接種は可能）
		追加 1回	初回接種終了後60日以上あけて1歳以降に1回
	7か月～12か月未満	初回 2回	27日以上あけて2回 ● 2回目は2歳未満までに終了させる ● 2回目が2歳を超えた場合は行わない（追加接種は可能）
		追加 1回	初回接種終了後60日以上あけて1歳以降に1回
	1歳～2歳未満	2回	60日以上あけて2回
	2歳～5歳未満	1回	

2 接種方法

【標準：初回の接種開始は生後2か月～7か月未満】



3 接種費用 無料（公費負担）

4 実施場所 調布市定期予防接種協力医療機関（別紙参照）

※狛江市、世田谷区、三鷹市、府中市の医療機関でも予防接種を受けることができます。その際は、調布市の予診票を必ずお持ちください。

5 その他

- (1) 接種前に別紙「予防接種を受ける際の注意点」を必ずお読みください。
- (2) 接種を希望する方は、必ず医療機関にご予約ください。
- (3) 接種当日は、予診票・母子健康手帳・マイナ保険証（健康保険証）又は資格確認書をお持ちください。

問合せ／調布市子ども生活部子ども家庭センター 電話042-441-6081

裏面あり

小児用肺炎球菌

肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌は、細菌による子どもの感染症の二大原因のひとつです。この菌は子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こします。

肺炎球菌による化膿性髄膜炎の罹患率は、ワクチン導入前は5歳未満人口10万対2.6～2.9とされ、年間150人前後が発症していると推定されていました。致死率や後遺症例（水頭症、難聴、精神発達遅滞など）の頻度はヒブによる髄膜炎より高く、約21%が予後不良とされています。現在は、肺炎球菌ワクチンが普及し、肺炎球菌性髄膜炎などの侵襲性感染症は激減しました。

小児用肺炎球菌ワクチンについて

小児の肺炎球菌ワクチンは、子どもで重い病気を起こしやすい血清型について、細菌性髄膜炎などを予防するようにつくられたものです。

小児の肺炎球菌ワクチンは、平成12年にアメリカでまず7価ワクチンとして接種が開始され、平成22年から13価ワクチンに切り替えられました。その後、従来の13価に2価を加えた15価ワクチンが、令和6年10月からは、15価に5価が加わった20価ワクチンが定期接種の対象となりました。

小児用肺炎球菌のワクチン接種は多くの国で行われており、細菌性髄膜炎や菌血症を減少させることが報告されています。わが国では、平成25年11月から接種できるようになり、同様に侵襲性肺炎球菌感染症は減少しています。

副反応について

副反応は、主として接種局所の紅斑、腫脹（はれ）、硬結（しこり）、全身反応として食欲減退、傾眠、発熱などが認められています。

「予防接種健康被害救済制度」について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付（医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、子ども家庭センターへご相談ください。